

大 市 総 第 9 5 号
平成30年8月13日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会臨時会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第150号

大村市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年8月13日

大村市長 園 田 裕 史

1 招集日時 平成30年8月21日（火） 午前10時

2 招集場所 大村市議会議場

3 付議事件

第56号議案 専決処分の承認について（大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

第57号議案 専決処分の承認について（平成30年度大村市一般会計補正予算（第2号））

第58号議案 平成30年度大村市一般会計補正予算（第3号）

報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

報告第17号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

第 5 6 号議案

専決処分の承認について

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

平成 3 0 年 8 月 2 1 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第 13 号

専 決 処 分 書

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 24 日

大村市長 園 田 裕 史

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（平成２７年大村市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第６２条の見出し中「第１号被保険者」を「居宅要支援被保険者等」に改め、同条第１項中「次項において」を「以下」に改め、「以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」を、「居宅要支援被保険者等」の次に「（第４項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）」を加え、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項第１号中「をいう。」の次に「第５項において同じ。」を、「とする。」の次に「第５項において同じ。」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の特別控除額は、租税特別措置法第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項又は第３６条の規定により同法第３２条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

第６２条に次の２項を加える。

４ 第１号被保険者であつて総合事業のあつた日の属する年の前年の合計所得金額が介護保険法施行令第２９条の２第５項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等が受ける総合事業について第６０条第２項及び前条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「１００分の９０」とあるのは、「１００分の７０」とする。

５ 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(１) 総合事業を受けた第１号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第１号被保険者について、当該総合事業のあつた日の属する年の前年中の公的

年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、340万円）に満たない場合
(2) 第3項第2号又は第3号に掲げる場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

(総合事業サービス費に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われたこの条例による改正前の大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の規定による総合事業に係る総合事業サービス費については、なお従前の例による。

報告第 16 号

専決処分の報告について

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 30 年 8 月 21 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第 1 4 号

専 決 処 分 書

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和 2 8 年大村市条例第 6 3 号）本則第 3 号及び第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 7 月 2 6 日

大村市長 園 田 裕 史

記

1 損 害 賠 償 の 額 8 8 , 8 0 0 円

2 損害賠償の相手方



報告第 17 号

専決処分の報告について

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 30 年 8 月 21 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第 15 号

専 決 処 分 書

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和 28 年大村市条例第 63 号）本則第 3 号及び第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 7 月 26 日

大村市長 園 田 裕 史

記

1 損 害 賠 償 の 額 34, 193 円

2 損害賠償の相手方



報告第18号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年8月21日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第 16 号

専 決 処 分 書

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和 28 年大村市条例第 63 号）本則第 3 号及び第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 9 日

大村市長 園 田 裕 史

記

1 損害賠償の額 17,145 円

2 損害賠償の相手方

